

制 度 名	新規就農総合支援事業 (農業次世代人材投資資金)	主管課名	農業経営課 技術・担い手支援室		
		問合せ先	029-301-3846		
目的・趣旨	農業従事者の高齢化が急速に進展する中持続可能な力強い農業を実現するため、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し農業次世代人材投資資金を交付することにより、就農後の定着を図り、青年就農者の増大を図る。				
<p>[対象団体] 市町村, 青年就農希望者</p> <p>[対象事業]</p> <p>(1) 準備型 就農希望者が行う就農前の研修【事業主体：県】</p> <p>(2) 経営開始型 青年の独立・自営就農(就農直後から)【事業主体：市町村】</p> <p>(3) 市町村推進費 投資資金交付事務等にかかる経費</p> <p>[補助要件等]</p> <p>(1) 準備型 ア. 就農予定時の年齢が, 原則 45 歳未満 イ. 県が認める研修機関・先進農家等で概ね 1 年以上研修を受ける者 ※研修終了後 1 年以内に就農しない場合及び給付期間の 1.5 倍(最低 2 年) 継続しない場合は全額返還 ※研修終了後 1 年以内に親元就農する場合も対象となるが, 5 年以内の経営継承または共同経営者にならない場合は全額返還</p> <p>(2) 経営開始型 ア. 就農時の年齢が, 原則 45 歳未満 イ. 独立・自営就農※親元就農者は親の経営に従事してから 5 年以内に継承する者又は独立部門経営を行う者 ウ. 人・農地プラン等に位置づけられていること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること <<特例>>平成 25 年 4 月以降に独立・自営就農した者 ※本人の前年所得の合計が 350 万円を超えた場合は交付停止</p> <p>(3) 市町村推進費 経営開始型の給付を行う市町村を支援</p> <p>[対象経費]</p> <p>(1) 準備型 研修期間中(最長 2 年間) 年間 150 万円を交付</p> <p>(2) 経営開始型 就農直後(最長 5 年間) 年間最大 150 万円を交付</p> <p>(3) 市町村推進費 投資資金交付事務等にかかる経費</p> <p>[補助限度額等]</p> <p>(1) 準備型 投資資金: 交付期間 1 年につき 1 人当たり 150 万円</p> <p>(2) 経営開始型 投資資金: 経営開始初年度は, 交付期間 1 年につき 1 人当たり 150 万円。経営開始 2 年目以降は, 交付期間 1 年につき 1 人当たり 350 万円から前年の総所得を減じた額に 3/5 を乗じて得た額</p> <p>(3) 市町村推進費 助成金: 市町村ごとの所要額</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
(1・2・3) 準備型, 経営開始型, 市町村推進費		定額	—	—	—
[30 年度当初予算額]		[30 年度補助対象団体]			
725, 888 千円		44 市町村, 青年就農希望者			
[備考]					
生活保護, 求職者支援制度等生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと					

